○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合財務規則 昭和49年7月31日

規則第1号

改正 平成4年11月規則第7号

同 20年 3 月 同 第 4 号

令和3年11月 同 第1号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合財務規則(昭和45年規則第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合の財務会 計事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(規則の準用)

- 第2条 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合の財務会計事務の取扱 いについては三条市財務規則(平成17年三条市規則第40号)を準用する。
- 2 前項の場合において、三条市財務規則中「市長」とあるのは「管理者」と、「副 市長」とあるのは「副管理者」と、「総務部長」、「部長等」、「財務課長」及び「課 長等」とあるのは「寮長又は指定された職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

附則

この規則は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則 (平成4年11月規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三条・燕・西蒲・南 蒲広域養護老人ホーム施設組合財務規則の規定は、平成4年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(令和3年11月規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。